

# 直接協議スキーム開始までのスケジュール・課題の確認

平成28年8月24日

ネガワット取引に関する実務者会議 事務局

- 来年4月はシステム改修対応が困難な状況のため、資料3に示す暫定運用で開始したい。
- 次ページ以降の、本格運用を踏まえた「直接協議スキーム開始までに対応すべき実務課題（案）」について、過不足や修正などが無いか、ご確認願う。

スケジュール案は以下の通り、本格運用に向けたシステム改修は現状最短で来年10月を想定。

年度	2016(H28)							2017(H29)					
月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	・	9	・	12
ネガワット 実務者会議	●	●	●	○	○	…(以降、3スキームの開始まで適宜開催)							
	直接協議スキーム			確定数量・第3者仲介スキーム									
【メールや掲示板を利用・標準帳票化での暫定運用案（資料3参照）】													
標準帳票	帳票案作成		補助資料作成						▼年間・月間提出開始				
									▼週間計画開始				
									▼翌日・当日計画開始				
【システム化・BP化での本格運用案（※最短運用開始ケース）】													
システム化		方針調整					要件定義 委託手続き		各社開発	連携 テスト	準備	▼運用開始	
BP化	XML案作成		BP案作成・調整			パブ コメ	修正 承認	▼BP 確定	補助資料作成				

大項目	中項目	小項目	課題
業務 フロー	需要抑制計画の提出について	計画提出の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用開始まで時間が限られる都合、広域機関及び一般送配電事業者のシステム改修が最少となる方法で対応を検討すべきと考える。                      (案1) 需要抑制計画(ベースライン+抑制計画)と発電販売計画は別帳票として運用する。                      ⇒ 既存帳票は変更しないため、改修規模小。                      (ただし、2ファイル进行管理が必要がある。)</li> <li>(案2) 需要抑制計画と発電販売(または需要調達)計画を合わせて1帳票にする。⇒ 既存の帳票を変更するため、改修規模大。                      来年4月1日までの広域機関システム改修は困難な状況。</li> <li>計画の変更期限(断面毎)</li> </ul>
		計画の提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者は広域機関に計画を提出する。                      広域機関は一般送配電事業者へ計画を送信する。</li> </ul>
		需給監視の計画取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接協議スキームにおいて、需要抑制計画(案1)の場合においては、広域機関として需給監視に必要な情報は特になし。</li> </ul>
	連系線利用計画の管理	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定卸供給(ネガワット電力)を用いた連系線利用計画についても、他の利用計画と同様に扱う考えでよいか。</li> </ul>
	事業者コード等の申請	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要抑制計画のコードが新規に必要な場合は広域機関ルールに規定する必要がある。(指針269条)</li> </ul>
システム 対応	需要抑制計画のファイル形式	XMLファイル、 または Excelファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>XMLファイルとする場合、広域機関による入力支援ツールの開発が必要と考える。</li> <li>Excelファイルはセキュリティーの観点から不適切ではないか。</li> </ul>
	需要抑制計画の送受信方式 (事業者→広域機関)	メールや掲示板、 ファイルUpload または、 BP/WEB-API	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム開発等の都合、当面はメールや掲示板利用として、システム開発可能時期によりファイルUploadまたは、BP/WEB-APIに対応していく方向で問題ないか。</li> </ul>
	需要抑制計画の送受信方式 (広域機関→一般送配電)	メールや掲示板、または、 BP送信	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面はメールや掲示板利用として、システム開発可能時期を考慮し、BP送信とする方向で問題ないか。                      ※ システム開発等の都合、来年4月時点でのBP送信対応は困難と考える(p1のスケジュール参照)。</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	課題
広域機関システム対応	マスター管理機能	<広域機関内の課題> 事業者マスターコード体系の整理（運用と連携）	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなコード体系を設定する場合、計画受付機能の改修が必要となる。（改修規模大）</li> </ul>
	整合性チェック （計画内、計画間の整合確認）	必要性の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>需要抑制計画を発電販売計画等と別帳票として新規作成する場合（p 3、計画提出の方法：案1）、需給管理の観点からは需要抑制計画に関する整合性チェックは不要と考える。</li> <li>需要抑制計画と発電販売（または需要調達）計画を統合し1ファイル形式とする場合（p 3、計画提出の方法：案2）は、整合性チェック機能の具備が必須となるが、その開発規模は大。</li> </ul>
	赤紐の付け方	<広域機関内の課題> 自動紐付機能改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>紐付方法の検討</li> </ul>
広域機関運用	事業者コード管理	<広域機関内の課題> 事業者コード体系の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者のコード体系を規定する必要あり。（新規制定、既存流用）</li> <li>既存のコード体系を流用するよう検討中。</li> </ul>
		<広域機関内の課題> マスター申請・登録方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者向け説明資料の改定</li> <li>機関内業務マニュアルの改訂</li> <li>申込み様式の策定</li> </ul>

大項目	中項目	小項目	課題
BP標準	BP内容調整	必要項目等の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務者会議で帳票に必要な情報として、どのような項目があるか、事業者ニーズを確認する必要がある。まずXMLファイルの内容を決め、その後、本格運用に向けてBP化を進める。</li> </ul>
		標準規格	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域機関で案を作成する。</li> <li>発電計画等BP標準規格に包含するか新規作成するか。</li> </ul>
	BP制定	BP案の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務者会議での意見をもとに広域機関で案を作成する。</li> </ul>
		意見募集等	<ul style="list-style-type: none"> <li>本実務者会議での関係する利用者の協議及び有識者の意見聴取 + パブリックコメント（広域機関業務規程第187条2項）</li> </ul>
スイッチング支援システムの利用法	ルール	業務規程・送配電等業務指針・利用規約・個人情報共同利用ポリシー等	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務フローの詳細化</li> <li>個人情報の共同利用範囲をどうするか、特にネガワット事業者と小売事業者間が課題である。</li> </ul>
	事業者登録	ネガワット事業者に求める4要件への対応方法検討	<p>一般送配電事業者との契約で4要件を確認する場合、契約前の時点においてネガワット事業者はスイッチング支援システムを利用できない。</p> <p>案1：契約を需要者を特定する前に締結する。</p> <p>案2：需要者が小売事業者経由で情報を取得する。</p>
	ネガワット取引の対象外となる機能の扱い	スイッチング支援システムは機能一部制限ができない	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネガワット事業者が託送異動関係の機能を使用できてしまう。もし誤って使用した場合の対応について、検討が必要。</li> </ul>
事業者への説明会	ネガワット取引の具体的な内容と必要なシステム対応等について	説明者の対象設定 開催時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引の具体的フローや必要とするシステム準備等を周知し、理解いただく必要がある。（現在、10月末～11月頃を想定。）</li> </ul> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小売電気事業者</li> <li>ネガワット事業を考えている者</li> </ul>

## 時系列毎の業務フロー

①確定数量

②協議

③仲介

20

	(契約時)	長期 (10年～年間)	中期 (年～週間)	前日午前12時まで	G C (1時間前) まで	実需給後
一般送配電事業者						a.インバランス精算を実施 b.需要実績をネガワット事業者へ通知→d.へ
小売事業者A 【提出する計画】 ・需要計画 ・調達計画 ・販売計画		○供給計画を提出	○年間・月間・週間計画を提出	1.翌日計画を提出	A.当日計画を提出	c.売上補填額の算定
ネガワット事業者 【提出する計画】 ・需要抑制計画 ・調達計画 ・販売計画	インバランスの切り分け方式、売上補填方法、ベースラインの算定方法を設定		○年間・月間・週間計画を提出	2.翌日計画を提出 3.需要抑制計画を小売事業者へ通知→1.へ 4.ベースラインを広域に提出	B.当日計画を提出→a.へ C.需要抑制計画の変更を小売へ通知→A.へ D.ベースラインを広域・小売・需要家へ通知→a.とc.へ	d.需要家への報酬額の算定
需要抑制を行う需要家	業務フロー、ネガワットの最大提供可能量を設定			5.ネガワット提供可能量をネガワット事業者へ通知(ネガワット契約次第)→2.へ	E.ネガワット提供可能量の変更をネガワット事業者へ通知→B.へ	

※計画の提出先は広域機関